

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護開始決定処分及び各保護変更決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対していずれも令和 4 年 8 月 2 9 日付けで行った、保護開始決定処分（以下「本件開始処分」という。）及び各保護変更決定処分（以下、順に「本件変更処分 1」、「本件変更処分 2」といい、併せて「本件各変更処分」という。また、本件開始処分と本件各変更処分とを併せて「本件各処分」という。）について、いずれも住宅扶助に共益費が含まれていないことを理由として取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のとおり主張する。

本件各処分は、住宅にかかる費用として共益費が扶助されていないため、困っている。

第 4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法 4 5

条 2 項により、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和 6 年 1 月 1 8 日	諮問
令和 6 年 6 月 1 1 日	審議（第 8 9 回第 3 部会）
令和 6 年 7 月 1 7 日	審議（第 9 0 回第 3 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め及び解釈

(1) 住宅扶助

法 1 4 条は、住宅扶助について、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して行われるとし、その範囲の事項を「住居」及び「補修その他住宅の維持のために必要なもの」と定める。

法 1 4 条の「住居」とは、衣食住という場合の住に当たり、住について直接必要なものをいうが、金銭給付するものとしては家賃のみと解されている（小山進次郎『改訂増補 生活保護法の解釈と運用（復刻版）』（全国社会福祉協議会、昭和 5 0 年）2 5 3 頁）。

また、法における住宅扶助（法 1 1 条 1 項 3 号及び 1 4 条）については、法 8 条に基づいて設けられている厚生労働大臣の定める基準（昭和 3 8 年 4 月 1 日付厚生省告示第 1 5 8 号。以下「保護基準」という。）別表第 3 「住宅扶助基準」において、基準額

として「家賃、間代、地代等の額（月額）」及び「補修費等住宅維持費の額（年額）」が定められている。さらに、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第7・問34において、家賃又は間代の中に電灯料又は水道料が含まれている場合は、電灯料又は水道料に相当する額を控除した額を住宅費として認定することとされている。

(2) 住宅に係る共益費の位置付け

被保護者が賃借して居住する住宅に係る共益費について、生活保護法施行規則（以下「法施行規則」という。）23条の2は、生活保護法施行令（以下「法施行令」という。）3条の表にいう「法第31条第3項の規定により交付する保護金品により支払うべき費用であつて、住宅を賃借して居住することに伴い通常必要とされる費用のうち厚生労働省令で定めるものの項に規定する厚生労働省令で定めるもの」は、「被保護者が賃借して居住する住宅に係る共益費とする」としている。したがって、共益費は、生活扶助の対象であつて、住宅扶助の対象ではないことが明確にされている。

なお、法は、法11条1項各号に掲げる保護の種類ごとに、それぞれ保護の方法を定めている（法30条以下）。生活扶助の方法について、法31条3項は、居宅において生活扶助を行う場合の保護金品は世帯主又はこれに準じる者に対して交付し、これによりがたいときは被保護者に対して個々に交付することができる」と定めているが、この方法の特例として、法37条の2は、当該保護金品のうち、被保護者が支払うべき費用であつて政令で定めるものの額に相当する金銭について、被保護者に代わり、政令で定める者に支払うことができると定めている。この規定を受けて、法施行令3条は、保護の実施機関は、「当該被保護者に対し当該

費用に係る債権を有する者」に対し、「住宅を賃借して居住することに伴い通常必要とされる費用のうち厚生労働省令で定めるもの」を支払うことができると定めている。ここでいう「厚生労働省令で定めるもの」とは、法施行規則 23 条の 2 に定めるものである。

- (3) 上記(1)及び(2)に掲げる賃貸住宅に係る法令等の定めは、無料低額宿泊所における宿泊所利用料にも適用することが妥当であると解される。すなわち、宿泊所利用料のうち居室使用料は、上記(2)の家賃に該当するものとして住宅扶助の対象となるが、光熱水費及び共益費は、生活扶助の対象であって、住宅扶助の対象ではないとすべきである。

- (4) 法 12 条は、生活扶助について、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して行われるとし、その範囲の事項を「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」及び「移送」と定める。

法 12 条の最低生活費は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日付厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第 7 によると、経常的最低生活費と臨時的最低生活費（一時扶助費）に分けられる。経常的最低生活費は、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要の全てを満たすための費用として認定するものであり（次官通知第 7・1）、臨時的最低生活費（一時扶助費）は、特別の需要のある者について、最低生活に必要不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものである（次官通知第 7・2）。

- (5) 次官通知及び課長通知は、地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定による法の処理基準である。

2 本件各処分について

これを本件各処分についてみると、処分庁は、請求人に対する保護費として、生活扶助及び住宅扶助を計上したことが認められる。このうち、住宅扶助費については、保護開始月である令和4年8月分について、保護開始時に入所した〇〇の居室使用料（日額）を保護開始日である同月16日から月末までの日数を乗じて算定していたが（21,152円（日額1,322円×16日間）。本件開始処分）、同月19日に請求人が同所を退所したため、同所に入所していた4日分に、次に入所した〇〇の居室使用料（日額）の9日分（入所日である同月23日から月末まで）を加えた額に変更し（18,347円（〇〇分5,288円（日額1,322円×4日間）及び〇〇分13,509円（日額1,451円×9日間）の合計）。本件変更処分1）、保護開始翌月の令和4年9月分について、〇〇の居室使用料の月額相当額に変更した（45,000円（〇〇が所在する〇〇県〇〇市における単身世帯の住宅扶助の支給限度額）。本件変更処分2）ものであり、いずれも金額の計算に誤りがないことが認められる。

3 請求人の主張について

請求人は、本件各処分において共益費が支給されないことについて不服を申し立てる。

しかし、上記1・(1)記載のとおり、法は、住宅扶助の範囲を「住居」と定め、「住居」については、衣食住の住について直接必要なもので、金銭給付するものとしては家賃のみと解されており、保護基準及び課長通知において、家賃に電灯料又は水道料が含まれている場合にはこれに相当する額を除く旨が定められていることから、住宅扶助として支給されるのは、家賃のみとなる。

そして、共益費について、住宅扶助ではなく、生活扶助として被保護者に交付される金品であるとしていることは、上記1・(2)及

び(3)において述べたところからも明らかである。

さらに、共益費は、臨時的に発生するものではないから、生活扶助の経常的最低生活費で賄うべきものである（上記1・(4)参照）。

したがって、請求人の主張は採用することができない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

山田 攝子、青木 淳一、澄川 洋子